

三宅町

第3期

概要版

子ども・子育て支援事業計画

みらい・すくすく・いきいき
輝け！三宅っ子



令和7年3月

三宅町

1 子ども・子育て支援事業計画って？

子ども・子育て支援事業計画は、地域の子どもたちが健やかに育ち、保護者が安心して子育てできる環境を整えるための計画です。

このたび三宅町では、多様化する子育て支援のニーズに対応するとともに、こども基本法やこども大綱の方針を踏まえた「三宅町第3期子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。今後本計画に基づいて、子どもの貧困対策も含め、地域や社会全体で子どもを支える取り組みを推進していきます。



2 この計画はどうやってつくったの？

本計画は、令和5年の秋からおよそ1年半かけて、子育て中の保護者や、中学生、18歳未満の子どもを対象に実施したアンケート調査や、役場の関係各課への取り組み状況の確認等を経て、「三宅町子ども・子育て会議」で協議のうえ、策定しました。

令和5年 秋	アンケート調査の設計 調査内容について「子ども・子育て会議」で審議
冬	町内在住の就学前・小学生の子どもがいる世帯への調査 町内在住の中学生・15歳以上18歳未満の住民への調査
令和6年 春	アンケート調査結果のとりまとめ 調査結果について「子ども・子育て会議」で審議
夏	第3期子ども・子育て支援事業計画案の作成
秋	計画案について「子ども・子育て会議」で審議
冬	パブリックコメント（住民への意見聴取）の実施
令和7年 春	計画完成！

皆さんの
ご協力とご意見を得て、
できあがった計画です！

計画期間

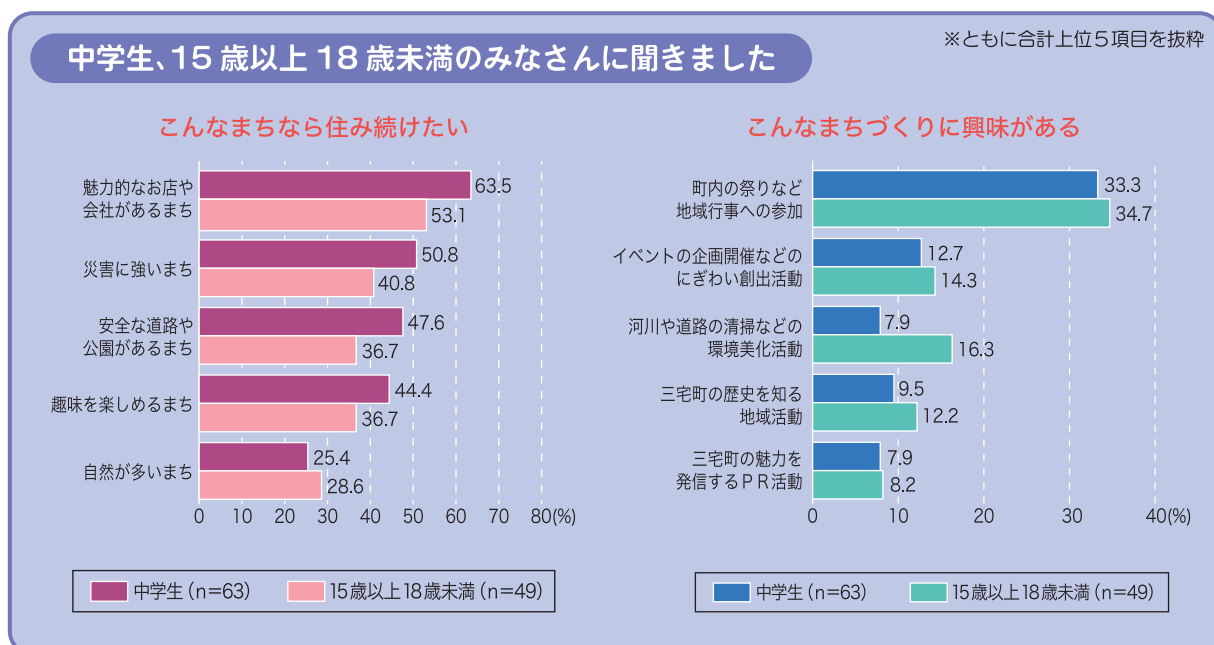
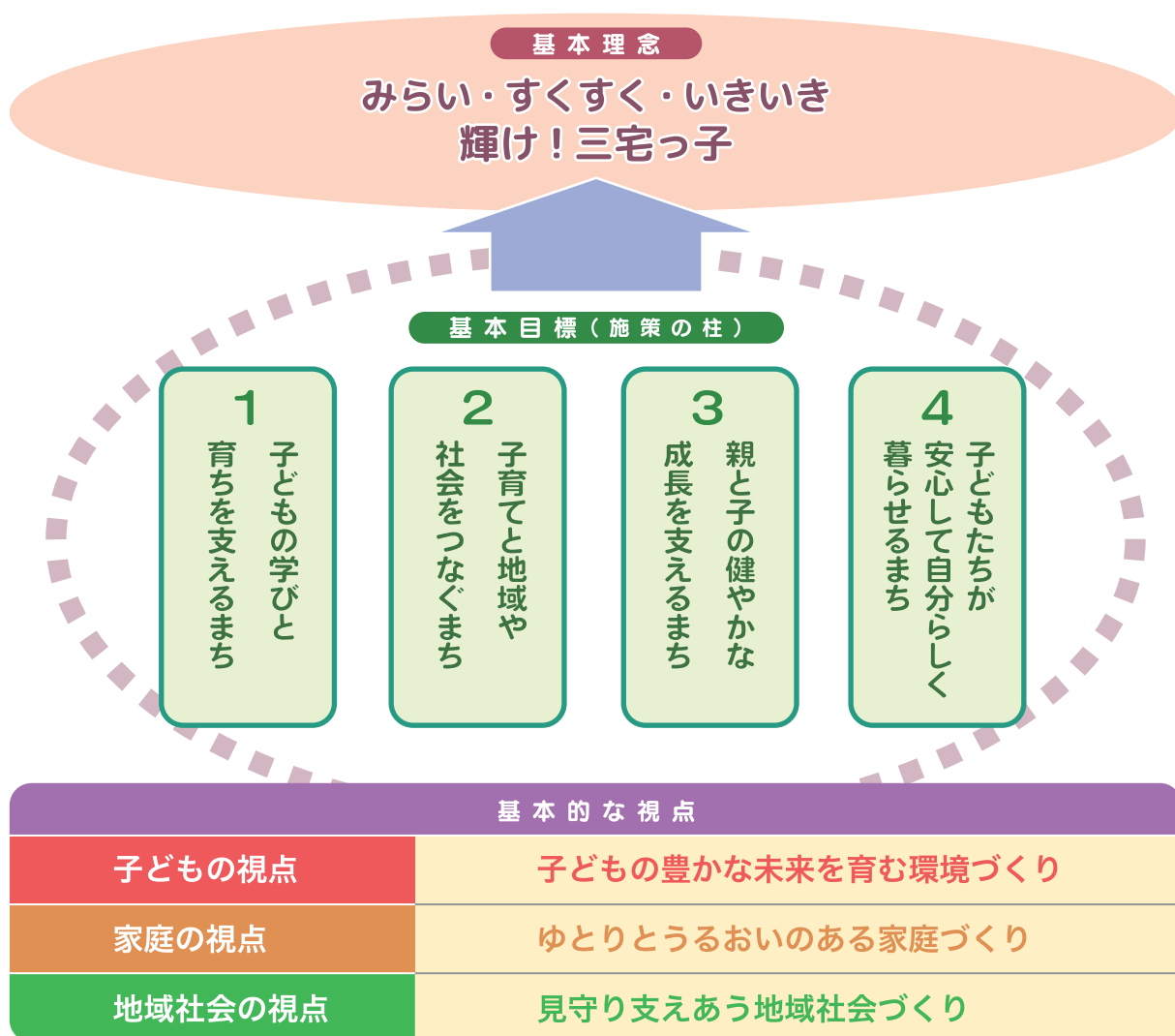
年度	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029
計画							
三宅町 子ども・子育て 支援事業計画	第2期計画		第3期計画				



『みやっぴい』

3 この計画で目指すまちの姿

本計画は、「みらい・すくすく・いきいき 輝け！三宅っ子」を基本理念（三宅町が目指すまちの姿）に定め、子ども本人を含む、子どもを取り巻く3つの基本的な視点を大事にしながら、4つの基本目標（施策の柱）で組み立てています。



現状と課題

- ・乳幼児期の育ちは、生涯にわたる幸せの向上に重要です。
- ・地域コミュニティの希薄化や家庭の教育力不足が指摘されています。
- ・「幼児教育・保育の無償化」が開始され、女性の就業率上昇も相まって教育・保育の利用希望者が増加しています。
- ・教育・保育の量と質の確保、子育て家庭の多様なニーズへの対応が求められています。

1 教育・保育の提供体制の確保

三宅町で生まれ育つ子どものため、家庭のニーズや環境に応じた適切な教育・保育体制の確保を推進します。

未来を生きる力の育成

子どもたちが未来を幸せに生きていくために、**0歳から15歳まで、学びの連続性を大切にします。**



2 地域子育て支援事業の充実

子育て家庭の就労形態や保護者の多様なニーズに対応できるよう、地域子育て支援事業の充実を図ります。

子育て支援のための連携と人材の育成

子どもや子育てを支援する団体等との連携を図るとともに、団体の活動が活性化するように助成金の交付等の支援を行い、人材の育成を推進します。

3 障がいの早期発見と支援体制の確保

障がいの早期発見と早期対応に努めるとともに、障がいのある子どもやその家庭が安心して暮らせる環境づくりを推進します。

特別支援保育・教育の充実

特別支援教育担当教員及び特別支援教育支援員を配置し、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援の充実に努めます。

4 多様な学習・体験の充実

基本的な学習はもちろん、多様な学習内容や体験を通し、次代を担う子どもたちの豊かな人間性を育む教育を推進します。

地域の次代を担う意識づくり

地域の歴史に触れる機会の提供や、地域の歴史文化の継承をねらいとした教材を通じてまちの次代を担う意識や郷土愛を育てます。



現状と課題

- ・女性の就業率は上昇しており、30 歳代の就業率低下も解消されつつあります。
- ・令和 5 年の合計特殊出生率は過去最低の 1.20 となっています。
- ・15 歳以上 18 歳未満の住民調査では、「結婚して子どもがほしい」と考える割合が減少傾向にあります。
- ・子育てにおける保護者の孤立化や経済的不安、子育て・教育負担の増加が指摘されています。

1 子育てと仕事や社会参加の両立支援

男女共同参画についての意識啓発や育児を支援する制度の周知等により、子育てと仕事や社会参加の両立しやすい環境づくりを推進します。

育児休業体制の定着促進

子育てと仕事が両立できるよう、地域や企業への育児休業制度等の趣旨や内容についての普及・啓発に努めます。



2 子育て交流と地域コミュニティづくり

子育て家庭の孤立を防ぎ、保護者の子育てへの不安や負担感を軽減するため、多様な交流の実施と地域コミュニティづくりを推進します。

三宅町交流まちづくりセンター MiiMo の活用

三宅町交流まちづくりセンター MiiMo の運営・活用を進めます。



三宅町交流まちづくりセンターMiiMoでは、『子どもたちが、まちのみんなが、もっと三宅を好きになるために。三宅にあるものを活かし、三宅になかった新たな魅力を生み、三宅の未来を育む』ことを目指して活動しています！

3 個々の環境や状況に応じた支援の確保

子どもや子育て家庭の環境に応じた支援制度や相談機関等について周知するとともに、関係機関との連携による支援体制づくりを推進します。

情報提供の充実

町広報誌等やホームページでの案内や、若い世代になじみやすい SNS 等を活用したプッシュ型広報等を通じて、相談者のニーズに合った分かりやすい情報提供の充実に努めます。

現状と課題

- ・不安なく子どもを産み育てるため、妊娠・出産等に関する正しい知識の普及推進が求められています。
- ・子育ては乳幼児期に限らず、ライフステージ全体で社会の支援が必要です。
- ・インターネットや SNS 上の犯罪被害が増加し、子どもの安全対策が課題となっています。
- ・地域全体で安心・安全な環境整備と切れ目のない支援が求められています。

1 安心して妊娠・出産できる環境づくり

不安を持つことなく、誰もが安心して妊娠や出産にのぞむことができる環境づくりと、妊娠・出産等に関するケアを推進します。

妊娠・周産期の相談や指導の実施

妊娠期からの指導や相談事業、訪問事業の充実とともに、保護者同士がお互いに相談し合い、情報交換のできる機会づくりを図ります。

実施内容

- ・妊娠届時の相談
- ・新生児妊産婦訪問指導の実施
- ・親子教室の開催（1回／月）
- ・産婦人科オンライン相談事業(Kids Public)の実施



2 心と身体の健やかな成長と発達の支援

子どもの健やかな成長を支援するため、日ごろからの健康管理や健康づくりの啓発と医療体制の確保を推進します。

乳幼児相談、支援の充実

あらゆる機会を活用して子育てに関する不安の解消に努めます。

実施内容

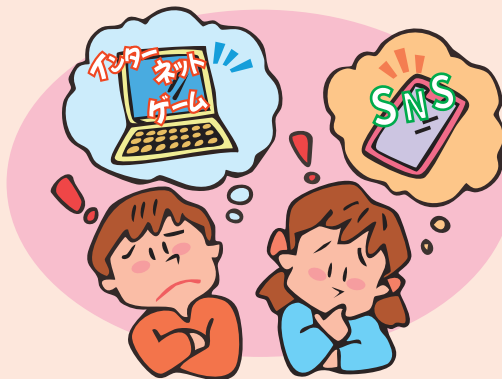
- ・新生児妊産婦訪問指導の全数実施

3 安全な生活環境づくり

交通環境や生活空間における安全を確保するとともに、犯罪の防止や防災対策の充実により、子どもや保護者が安全に暮らせる環境づくりを推進します。

デジタルリテラシー教育の充実

子どもを含む住民を対象として、デジタルリテラシーに関連する講座や講習、理解促進のための普及・啓発等の取り組みを推進します。



現状と課題

- ・令和5年に「こども基本法」が施行され、子どもの社会参画や意見表明の機会の確保が求められています。
- ・子どもの虐待やいじめの件数が増加しており、子どもだけでなく大人も「子どもの権利条約」や「こども基本法」について理解するために、啓発していく必要があります。
- ・すべての子どもの人権と意見を尊重し、必要な教育を受けられる環境を整備するとともに、虐待の早期発見や予防のため、行政と地域の連携を強化していくことが求められます。

1 子どもの権利と安全・安心の確保

子どもの権利についての啓発と、問題発生時の対処と解決のための連携により、すべての子どもが安全に安心して過ごせる環境づくりを推進します。

虐待の早期発見や予防のための連携の実施

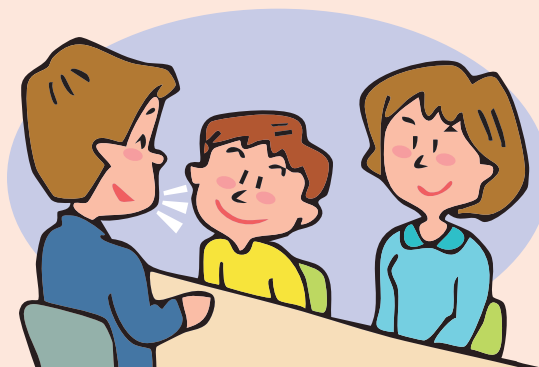
虐待の早期発見・早期対応体制の充実に努めるとともに、福祉・保健・教育・警察をはじめ、関係機関と連携した児童虐待防止ネットワークづくりを進めます。

2 見守りと相談支援体制の充実

子どもや保護者への見守りを充実するとともに、それぞれの不安や悩みを相談しやすい環境づくりとその周知を推進します。

「子どもと親の相談員」の充実

子どもとその保護者の抱える悩み等に的確に対応できるよう、相談支援体制の整備を図るとともに、保護者への啓発に努めます。



3 「こどもまんなか社会」に向けた取り組みの推進

すべての妊産婦、子どもや保護者への包括的な支援をするとともに、子どもの声を聴き、子どもの視点を大事にしながら、すべての子どもが安全に安心して、自分らしく過ごせる居場所づくりを推進します。

子どもの居場所づくりの推進

多様な主体が一体となって地域の子育てを支えていく環境を整備していくため、あらゆる子どもや保護者が、安心して過ごせる居場所づくりを推進します。

三宅こども食堂

コロナ禍をきっかけに活動開始。「こどもの居場所」としてのこども食堂を目指しています。

ここあ(COCOA)

生活困窮や家庭環境等により、暮らしにくさを抱えた児童に対する居場所づくりと学習支援事業を行っています。

G-LOVE(教育相談室)

学校に行っていない小中学生を中心に、話をしたり、遊んだり、勉強ができる部屋です。MiiMoの3階で活動しています。

4 地域子ども・子育て支援事業

三宅町では、以下の地域子ども・子育て支援事業を実施しています。

1	放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業
2	延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日、時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業
3	病児保育事業、子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業
4	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業
5	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業
6	利用者支援事業	子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業
7	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ・ショートステイ)	家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））
8	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業
9	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
10	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業
11	妊産婦健診	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業
12	子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業
13	妊婦等包括相談支援事業	妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図る事業
14	乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児又は幼児であって満3歳未満のもの（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業
15	産後ケア事業	従前より母子保健事業として実施している事業で、子ども・子育て支援法の一部改正により、新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた。退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業
16	子どもを守るための地域 ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業

子どものこと、子育てのこと、不安に感じたら…

子育てに関する町内の相談先

子育て世代包括支援センター“スマイル” TEL：0745-43-0667
三宅幼稚園 TEL：0745-43-0654

三宅町子ども家庭総合相談窓口

(健康子ども課内) TEL：0745-43-3580

児童虐待に関する連絡先

三宅町健康子ども課 TEL：0745-43-3580
児童相談所全国共通ダイヤル 189 (いちばやく)
警察(危険が差し迫っている時) 110番

本計画の詳しい内容については、
計画書本編をご覧ください！



三宅町 第3期子ども・子育て支援事業計画 概要版

発行日/令和7年3月
発行/三宅町 健康子ども局 健康子ども課
〒636-0213
奈良県磯城郡三宅町伴堂 848-1